

●香川県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年6月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成23年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市室本町字瀬戸 403番1地先から 観音寺市高屋町字三ノ 坪562番2地先まで	前	8.3~34.0	1,450	道路維持修繕工事に伴う一部区域の追加による区域変更並びに当該区域変更により追加された区域及び平成15年香川県告示第646号で変更した区域の一部の供用開始
	後	8.3~44.0	1,450	

- 4 供用開始の期日 平成23年6月7日